

平成 28 年 9 月

## 「取引明細表発行手数料」の新設および、

## 「残高証明書発行手数料」改定のお知らせ

日頃より当組合をご利用、ご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では下記の通り、「取引明細表発行手数料」を新たに設定させていただくとともに、残高証明書発行手数料の改定をさせていただきます。

今後一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 実施日 平成 28 年 10 月 1 日

2. 取引明細表の種類

預金取引明細表および融資取引明細表

3. 取引明細表発行手数料の金額

- ・発行依頼期間が発行依頼日の属する月から 10 年前の該当月までは、1 件につき 540 円（消費税込）。
- ・発行依頼期間が発行依頼日の属する月から 10 年前の該当月を超えた部分は、1 か月毎に 216 円（消費税込）。

4. 残高証明書発行手数料の改定内容

- ・お客様指定様式および英文様式の残高証明書については、当組合所定様式の残高証明書と区別させていただき、発行手数料 1,080 円（消費税込）といたします。なお、当組合所定様式の残高証明書については発行手数料 432 円（消費税込）の改定はございません。

以上

熊谷商工信用組合